

## 西川町月山ブランド認証制度実施要領

改正  
(平成 20 年 6 月 6 日)

### (目的)

第 1 条 西川町月山ブランド認証制度実施要綱（以下「認証制度実施要綱」という。）で定められた規定に基づき、制度が円滑に実施されるよう本要領を定める。

### (認証マーク)

第 2 条 西川町は、町が作成した認証マークを受証者に交付し、受証者がブランドに認証マークを表示することができるものとする。ただし次に掲げるものは、推進協議会を構成する組織が認証マークを表示することを原則とする。

- (1) 加工していない食用農産青果物である、特用林産物（山菜・きのこ）、果樹、その他一般野菜。
- 2 前項の規定にかかわらず、町が認めた場合は、受証者が作成するブランドに使用する印刷物に認証マークをあらかじめ表示することができるものとする。

### (出荷の制限)

第 3 条 認証マークを表示した食用農産青果物のブランドにおいては、認証機関である推進協議会を構成する組織を通じて出荷しなければならない。ただし、受証者が農業法人、認定農業者である場合はこの限りではない。

- 2 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用農産青果物並びに加工した植物性の食品は、受証者の責任において推進協議会を構成する組織を経由せずとも出荷することができる。

### (品質の監視)

第 4 条 認証マークを表示したブランドにおいては、推進協議会を構成する組織を経由した際、推進協議会の構成組織がブランドの品質を確認することとする。

- 2 前項に規定された協議会の構成組織が品質の確認を行った際、ブランドの品質が著しく損なわれていると判断された場合は、協議会の構成組織の判断により、即時に認証マークの表示を切除、または、商品そのものの出荷を中止することができるものとする。

### (委任)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この要領は、平成 20 年 4 月 22 日から施行する。

### 附則

この要領は、平成 20 年 6 月 9 日から施行する。